

所管部課	まちづくり部 土木公園課		部長	田辺 康弘	
件名	専決処分の報告について(除草作業時の物損事故)				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和4年5月11日(水)に発生した立野南緑地の除草作業時の物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容等】 市が管理する「立野南緑地」において、土木公園課職員が刈払機を用いて除草作業を行っていたところ、作業中に飛散した石により、相手方の所有する乗用車のリアガラスを破損させたものである。 損害賠償額の決定及び和解の内容は、市が相手方に対して損害賠償金56,305円を支払うものである。 また、損害賠償金については、全国市長会市民総合賠償責任保険から全額補填される。</p> <p>【影響及び効果】 当該事故について、相手方との和解が得られ、必要な手続きが完了する。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>令和4年5月11日(水) 事故発生 令和4年7月 7日(木) 専決処分 令和4年7月 7日(木) 示談締結</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>令和4年第3回市議会定例会において報告したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。